

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年度民族共生象徴空間への誘客推進委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 石川 伸 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.26	(公財)アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 民族共生象徴空間構成施設の管理については、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号。以下「法」という。第9条第1項において、「指定法人」に委託するものとされており、この指定法人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興等に係る業務等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて一に限り、指定することとされているところである。 そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人として令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)を指定したところであり、今般実施する「令和7年度民族共生象徴空間への誘客推進委託業務」は、法第9条第1項の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、民族共生象徴空間(ウポポイ)への誘客を通じて地方活性化を推進するため、①コンテンツ、②施設、③広域連携・アクセス、④情報の質・量、⑤意識・人材、⑥関係者との共創の「6つの視点」に体系化し事業を実施するものである。 したがって、本業務契約の相手方としては、指定法人である財団しかなく、法の規定により、契約の相手方が一に定められているものとして、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	1,013,575,000	1,013,575,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
自動運転技術等を踏まえた都市交通施策とまちづくり施策の連携方策のあり方に関する調査検討業務(第1回変更)	支出負担行為担当官 中田 裕人 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.2.4	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、国内外の自動運転技術を活用した先進事例等をもとに、社会実装に向けた取組を周知するとともに、新たなモビリティを含む都市交通施策とまちづくり施策の連携による、総合的な都市交通戦略の実効性の向上に向けた検討を行うことを目的とするものである。 本業務を行うにあたっては、都市交通施策又は自動運転政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、日本交通計画協会・日建設計総合研究所・日本工営共同提案体と随意契約を行うものである。	7,788,000	7,788,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
諸外国のとん税等入港関係費用及び海運関係施策の実態調査	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.3.12	(公財)日本海事センター 東京都千代田区麹町4-5	7010005016661	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 四面を海に囲まれ、エネルギーや食料等の自給率が低い我が国にとって、貿易量の99.9%を担う海上輸送は国民生活・経済活動に不可欠なインフラである。また、日本船主は新造船の約70%を国内調達するなど、我が国造船業と密接な関係を有することから、令和7年10月28日に締結された日米造船協力を着実に実行するため、我が国造船業の再生はもとより、我が国海運業の基盤を維持・強化することも必要不可欠である。しかしながら、足下では、日本船主の船腹量の国際シェアが低下傾向にある上、日本発着のコンテナ国際基幹航路の減少も見込まれているなど、世界単一市場で熾烈な競争が行われている外航海運分野において、我が国海運や我が国外航海運事業者が今後も国際競争力を維持し、我が国への安定的な海上輸送を確保するためには、我が国海運や我が国外航海運事業者の置かれた状況を諸外国と比較しながら分析し、その改善策等を検討する必要がある。 このため、本事業では上記検討に必要な諸外国のとん税等入港関係費用や海運関係施策など、諸外国の港湾や外航海運事業者の競争条件の前提となる事項についての実態調査を行うものである。 しかしながら、これらの業務を的確に実施するためには、我が国の港湾、外航海運事業者が置かれた状況のみならず、諸外国の港湾、外航海運施策の内容、状況等にも十分精通した上で、効果的な情報収集・分析手法を特定する必要があるが、当省においては、諸外国の状況等について十分な知見を有していないことに加え、限られた予算を活用し効率的に調査・分析を行う方策が明確ではなく、仕様を確定することが困難である。従って、本事業の実施にあたり、前述の点を踏まえた専門知識や知見を持つ事業者から、実施方法等について提案をさせることが必要であることから、一般競争によらず企画競争を実施したものである。 その結果、選定業者名に掲げる法人は、業務内容の理解度、提案内容の的確性、業務遂行の実現性、業務実施の効率性等において、高い評価を受け選定されたため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約を行うものである。	16,890,903	16,786,000	99.38%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年度2027年国際園芸博覧会政府出展屋外展示制作に係る業務	支出負担行為担当官 中田 裕人 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.3.13	(公社)2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会(以下、「本博覧会」)の中核を構成する開催国政府としての出展(以下、「政府出展」)を国土交通省及び農林水産省で連携して実施するため、屋外展示工事を行うものである。 本件における随意契約理由は、公共調達適正化について(平成18年財計第2017号)1(2)①イ(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当する。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(以下、「園芸博覧法」)」第2条第1項の規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を担う実施主体として指定されている。 本業務の履行にあたっては、開催国政府としての出展である政府出展が、各国及び国内の賓客接客等を担うことが想定されることから、会場全体の施工及び運営等と調整を図りつつ、円滑かつ効果的な工事、警備、接遇、運営等を図ることが必要である。そのため、本業務を担うことができる法人は、園芸博覧法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会以外に存在しない。また、過去に国内で開催された国際園芸博覧会又は開催を予定している国際園芸博覧会のいずれにおいても、法律に基づき指定された実施主体に対し、政府出展に係る業務が委託され、検討が進められている。 以上の理由から、本業務については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	1,263,000,000	1,263,000,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
令和7年度補正2027年国際園芸博覧会国際出展支援業務	支出負担行為担当官 中田 裕人 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.3.13	(公社)2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会の国際出展のうち、主に発展途上国を対象として、各国が本園芸博覧会の趣旨やテーマに沿った出展が実現できるよう、展示施設の建設、展示物制作、広報、関係者の訪日支援等を行うものである。 なお、国際園芸博覧会条約第11条において、参加国の招請は政府の役割とされていることから、係る支援についても政府が中心となって実施すべき事項である。 本件における随意契約理由は、公共調達適正化について(平成18年財計第2017号)1(2)①イ(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当する。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(以下、「園芸博覧法」)」第2条第1項の規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を担う実施主体として指定されている。 本業務の履行にあたっては、国際出展について、会場全体の出展準備、展示施設の施工及び運営と調整を図りつつ、開幕に向けて一体的な準備を進めることが必要である。このため、本業務を担うことができる法人は、園芸博覧法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会以外に存在しない。また、過去に国内で開催された国際園芸博覧会や2025年に開催された大阪・関西万博のいずれにおいても、法律に基づき指定された実施主体に対し、国際出展に係る業務が委託され、検討が進められている。 以上の理由から、本業務については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	985,633,000	985,633,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
2027年国際園芸博覧会安全確保事業	支出負担行為担当官 中田 裕人 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.3.17	(公社)2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会の成功に向けて、国内外の要人を含む来場者の安全確保が最も基本的かつ重要な事項であり、近年、誘致時よりも高い警備水準が求められていることから、会場内の安全確保に万全を期するため、民間警備会社による警備等の安全確保について、その強化の方向性を国が示しながら実施するものである。 本件における随意契約理由は、公共調達適正化について(平成18年財計第2017号)1(2)①イ(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当する。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(以下、「園芸博覧法」)」第2条第1項の規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を担う実施主体として指定されている。 本業務の履行にあたっては、会場内の安全確保について、出展者及び警察・消防等の治安機関等と調整を図りつつ、開幕に向けて一体的な準備を進めることが必要である。このため、本業務を担うことができる法人は、園芸博覧法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会以外に存在しない。なお、2025年日本国際博覧会においても、法律に基づき指定された実施主体に対し、会場内の安全確保に係る業務が委託されている。 以上の理由から、本業務については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	5,647,816,000	5,647,816,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。